



shaping your dreams

オーエスジーグループ CSR 調達ガイドライン

2021 年 8 月(第 2 版)

オーエスジー株式会社

目 次

I. はじめに	1
II. 当社グループの「調達基本方針」	2
III. お取引先へのお願い（細則）	4
1. コーポレートガバナンス	
(1) CSR 推進体制の構築	
(2) 内部統制の構築	
(3) 事業継続計画(BCP)体制の構築	
(4) 内部通報制度の構築	
(5) CSR に関する社内外への情報発信	
2. 人権	
(1) 人権に対する基本姿勢	
(2) 人権の尊重と差別の禁止	
(3) 人権侵害の加担（助長）の回避	
(4) 先住民の生活および地域社会の尊重	
3. 労働	
(1) 労働慣行に対する基本姿勢	
(2) 雇用における差別の禁止	
(3) 人材育成やキャリアアップ等に関する従業員への平等な機会提供	
(4) 非人道的な扱いの禁止	

- (5) 適正な賃金の支払い
- (6) 労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用
- (7) 強制労働の禁止
- (8) 児童労働の禁止
- (9) 操業する国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重
- (10) 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重
- (11) 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

4. 環境

- (1) 環境への取組みに対する基本姿勢
- (2) 製造工程、製品およびサービスにおける、法令等で指定された化学物質の管理
- (3) 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減
- (4) 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用
- (5) GHG（温室効果ガス）の排出量削減
- (6) 廃棄物の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクル
- (7) 生物多様性に関する取組み

5. 公正な企業活動

- (1) 公正な企業活動に対する基本姿勢
- (2) 事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との適切な関係の構築
- (3) 営業または購買活動等における、顧客や取引先等との不適切な利益の授受の防止
- (4) 営業活動等における、競争法違反の防止

- (5) 反社会的勢力・団体との関係排除
- (6) 第三者の知的財産の無断使用や著作物の違法複製防止
- (7) 社外からの苦情や相談窓口
- (8) インサイダー取引の禁止
- (9) 利益相反行為の禁止

6. 品質・安全性

- (1) 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢
- (2) 製品・サービスの品質・安全性の確保
- (3) 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応

7. 情報セキュリティ

- (1) 情報セキュリティに対する基本姿勢
- (2) コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御
- (3) 個人データおよびプライバシー保護
- (4) 機密情報の不正利用防止

8. サプライチェーン

- (1) サプライチェーンに対する基本姿勢
- (2) 紛争や犯罪への関与の無い原材料の使用（紛争鉱物への取組み）

9. 地域社会との共生

- (1) 地域社会への負の影響を減らす取組み
- (2) 持続可能な発展に向けた地域社会との取組み

はじめに

オーエスジーグループ（以下、当社グループと記す）は、自らの社会的使命を、『社会に貢献する商品・サービスの提供を図るとともに環境への配慮を重要課題とし、社会規範を順守し、コミュニケーションを通じて力を合わせ調和のとれた持続可能な発展に貢献する。』と定めています。当社グループが社会の要請に的確に応えてこのミッションを達成し、すべてのステークホルダーの皆様とともに未来を築いていくことが最も重要であると考えています。

そのためには、健全で透明性の高い企業経営を実践することはもちろん、社会からの要請や、社会の変化に対する感受性を組織的に高めていかなければなりません。

当社グループを取り巻く環境につきましても、ESG投資の拡大等、CSRの取組みへの注目がより一層大きくなっています。

このような状況下、お取引先との信頼関係をより確固たるものとするべく、サプライチェーン全体でCSRを推進していくために、お取引先に期待するCSR活動の指針として「CSR調達ガイドライン」を2020年12月に作成いたしました。その後、お取引先に対してアンケート調査を実施する等して、本ガイドラインの遵守状況の把握や周知に努めるようにしています。

お取引先におかれましては、本ガイドラインを参考にCSRの取組みを推進するための制度を構築していただくとともに、お取引先の仕入先に対しましても本ガイドラインを展開し、サプライチェーン全体でのCSR活動の浸透に努めていただけますようお願いいたします。

今後とも、お取引先とともにより一層CSR活動を推進することで、お取引先の皆様と共に存共栄を図りたいと思っておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

オーエスジー株式会社

調達部

II. 当社グループの「調達基本方針」

当社グループは「調達基本方針」に基づき調達活動をしております。

●公正・公平な取引

自由競争の原則に立ち、グローバルかつオープンで公正・公平な取引を行ないます。購買先とは、相互理解を深め、信頼関係を築き、共存共栄を目指します。

●法令の遵守と社会的要請への対応

調達活動において、社会規範、法規を遵守します。また、社会的な要請にも応えるため、特に、環境・人権・労働・安全衛生・情報管理に十分配慮した調達活動を展開します。

●環境への配慮

地球環境保護のため、環境に配慮した購買品の購入を優先(グリーン調達の推進)すると共にその製造工程においても、環境保護に取り組んでいる購買先を優先します。

●グリーン調達

当社グループ環境方針であるサプライチェーン全体のグリーン化を念頭に、お客様に「環境に配慮した製品」を提供することを目的しています。

「環境に優しい製品」を提供できる企業活動を開発・設計、生産、流通の各領域で行うため、お取引先には、「環境保証体制の確立」、「調達品の環境保証」へのご協力を願いています。

III. お取引先へのお願い（細則）

1. コーポレートガバナンス

(1) CSR 推進体制の構築

購入先は、法律を順守し、社会的規範に従うとともに社会からの期待に応え、社会と環境に負の影響を与えないように配慮しながら、持続可能な社会の実現に努めることが求められており、こうした考えを社内に周知徹底しながら実践に取り組まなくてはならない。

そのためには、CSR に係る ESG (Environment, Social, Governance - 環境、社会、企業統治) についてのリスク管理およびその PDCA サイクル (Plan, Do, Check, Act - 計画、実行、評価、改善) を実行する体制の構築が必要となる。

(2) 内部統制の構築

健全な企業経営のための組織体制の構築に向けて、取引先としての業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関する法令等の順守、資産の保全を担保する管理体制や仕組みを自社内に備える。

(3) 事業継続計画(BCP)体制の構築

災害（自然災害、大火災、テロ攻撃等）発生時の重要業務や事業の継続あるいは早期復旧の体制を整える。

(4) 内部通報制度の構築

自社の企業活動全般での法令違反・不正な行為等のコンプライアンス上の問題やその恐れのある行為が行われていることを知った社員が、あるいは、人権・労働上の侵害を被った社員自身が専用部署もしくは社外窓口に直接報告・相談する体制がある。また、その際秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けることが無いようとする。

(5) CSR に関する社内外への情報発信

取引先の活動に対する社会やステークホルダー(利害関係者)からの透明性や説明責任の求めに応え、社内外に向けて、財務情報および非財務情報を適切に発信する。

2. 人権

(1) 人権に対する基本姿勢

取引先は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、自らが人権侵害に加担（助長）しないよう確保する。

(2) 人権の尊重と差別の禁止

取引先は人権を尊重し、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、等により、また、児童、高齢者、障がい者、先住民族、貧困者、HIV/エイズ感染者、等を差別することなく、自社の意思決定や事業活動を行う責任がある。

(3) 人権侵害の加担（助長）の回避

自社の意思決定、事業活動、ならびに製品・サービスが、消費者や地域社会の人々の人権侵害の加担（助長）に繋がることのないよう十分に配慮する。

(4) 先住民の生活および地域社会の尊重

先住民や少数民族が居住する地域で事業を行う取引先にとって、固有の文化や歴史を尊重し、現地の法令だけでなく国際基準を守り先住民の権利に配慮することが重要な課題となっている。また、先住民問題に限らず、影響を受ける地域社会に配慮して責任ある事業運営を行うことは操業権の維持や許認可取得のためにも不可欠となっている。

3. 労働

(1) 労働慣行に対する基本姿勢

取引先は、国際規範等で示される労働原則を認識し、普遍的な価値観として、職場の基本的原則に適用することが求められる。

労働に関する主な国際的枠組み及び規範：

世界人権宣言、ILO 中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの 10 原則、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD 多国籍企業行動指針、英国現代奴隸法等

(2) 雇用における差別の禁止

採用時において、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、障がいの有無等、本人の能力・適性などの合理的要素以外の要素で、差別をしてはならない。

(3) 人材育成やキャリアアップ等に関する従業員への平等な機会提供

昇進や研修受講などの機会を、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、障がいの有無、配偶者の有無、健康状態等、を理由に公平性が損なわれることなく平等に提供する。

(4) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待、体罰、ハラスメント（嫌がらせ）などの非人道的な扱いを禁止する。

(5) 適正な賃金の支払い

操業する国や地域の法定最低賃金を順守し、時間外労働等に関する適切な労働協約を締結し、割増賃金、支払方法等を公正に適用する。

(6) 労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用

法定または、予め合意された労働時間を順守しなければならない。従業員の労働時間を適切に管理し、有給休暇取得の権利を与える。1週間に最低1日の休日を与える。

(7) 強制労働の禁止

本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を行わせない。不当な拘束手段を用いた労働強要、時間外労働の強制等を行わない。

また、身分証明書等の不当預かりや、預託金の不当徴収をおこなわない。

(8) 児童労働の禁止

その国・地域における法定就労年齢未満の児童を雇用しない。また児童の健康、安全、道徳を損なうような就労をさせない。

(9) 操業する国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重

操業する国や地域の伝統や慣習、及び、従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、一律の就労規則等によりそれを妨げることのないよう配慮する。

(10) 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重

従業員が報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由を尊重し、労使の対話機会を設ける。

(11) 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

就業中に発生する事故や、人体に有害な化学物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、適切な安全対策などを講じる（法定点検、保護措置、危険表示、化学物質取扱管理、危険作業への対策、保護具の指定等への対応も含む）。また、従業員のメンタルヘルスにも配慮した対策を講じる。

4. 環境

(1) 環境への取組みに対する基本姿勢

取引先は、事業プロセスにおいて、環境課題を認識し、解決を行う仕組みづくりが求められる。また、環境に影響を与える因子を特定し、管理する責任が求められる。

環境に関する主な国際的枠組み及び規範：

環境と開発に関するリオ宣言、国連グローバル・コンパクトの10原則、ISO14001、パリ協定、バーゼル条約

環境に関する主な関連法規：

日本：環境基本法、化審法、労働安全衛生法、水質汚濁防止法、水資源開発促進法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法

米国：TSCA

E U : REACH 規則

韓国：有害化学物質管+B64 理法、産業安全保健法

中国：新化学物質環境管理弁法

台湾：職業安全衛生法

(2) 製造工程、製品およびサービスにおける、法令等で指定された化学物質の管理

製品中の化学物質を管理することはもとより、化学物質の取扱量の把握、行政への報告などをを行う。

(3) 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減

法令に定められた水準、もしくはそれ以上の自主的な環境負荷削減目標を定めている。また、公害の発生を予防し、排水・汚泥・排気等の監視・制御を実施し、流出量の削減に取り組む。

(4) 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る。

(5) GHG（温室効果ガス）の排出量削減

気候変動への対応として、二酸化炭素、メタン、フロン類等の温室効果ガスについて、自主的な削減目標を設定し、削減に取り組む。

(6) 廃棄物の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクル

廃棄物について、自主的な削減目標を設定し、削減に取り組む。

(7) 生物多様性に関する取組み

事業が生態系に与える直接・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む。

5. 公正な企業活動

(1) 公正な企業活動に対する基本姿勢

取引先は、製品・サービスを生み出す事業プロセスにおいて、公正な活動（汚職防止、責任ある政治的関与、公正な競争、反社会的勢力・団体との関係排除等）が求められる。

公正な企業活動に関する主な国際的枠組み及び規範：

国連グローバル・コンパクトの10原則、OECD多国籍企業行動指針、腐敗防止に関する国連条約

公正な企業活動に関する主な関連法規：

各国競争法：独占禁止法（日本）、反トラスト法（米国）、欧州連合競争法（EU）

(2) 事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との適切な関係の構築

腐敗防止のため公務員への接遇管理を行うなど、企業と公務員との間の健全な関係を維持する。

(3) 営業または購買活動等における、顧客や取引先等との不適切な利益の授受の防止

顧客との間で、健全な関係を維持する。

(4) 営業活動等における、競争法違反の防止

談合やカルテル、優越的地位の乱用など、不公正な取引を行うことを防止する。

(5) 反社会的勢力・団体との関係排除

暴力団や総会屋等との関係を排除する。

(6) 第三者の知的財産の無断使用や著作物の違法複製防止

特許権、著作権、商標権等の知的財産権を尊重する。

(7) 社外からの苦情や相談窓口

自社との取引に関して重要なリスク情報を知った取引先関係者あるいは消費者が、専用部署もしくは社外窓口に直接報告・相談する体制がある。また、その際秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けないようとする。

(8) インサイダー取引の禁止

上場会社の関係者等が、未公表の会社情報をを利用して当該企業の株式等を売買することを防止する。

(9) 利益相反行為の禁止

社員の利益と企業の利益が対立する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受することを禁止する。

6. 品質・安全性

(1) 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢

取引先は、事業活動を通じて提供する製品・サービスの品質・安全性を担保し、事故発生時の顧客・消費者等への適切な対応が求められる。

品質・安全性に関する主な国際的枠組み及び規範：

ISO9001、IEC/ISO ガイド 51、ニューアプローチ欧州指令、HACCP

品質・安全性に関する主な関連法規：

PL 法、消費生活用品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液石法、薬機法、電波法、食品衛生法、JAS 法、水道法、品質表示法、品確法、道路運送車両法、建築基準法、景表法等

(2) 製品・サービスの品質・安全性の確保

製品・サービスを市場に供給する際に、品質及び安全の確保をする。

〔自社における品質マネジメントシステム、第三者認証制度の活用等 (S マーク、SG マーク、ST マーク、JIS マーク、JAS マーク等) 〕

(3) 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応

当該の事態が発生した場合の、情報開示、所轄当局への連絡、製品回収、供給先への安全対策等の体制を整備する。

7. 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティに対する基本姿勢

取引先は、事業活動を通じて得た情報を適切に管理・保護し、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じる責任がある。

主な関連法規：

刑法、サイバーセキュリティ基本法、個人情報保護法、不正アクセス禁止法、電子署名認証法、等

(2) コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び他社に被害を与えるように管理する。

(3) 個人データおよびプライバシー保護

顧客・第三者・従業員の個人情報を適切に管理・保護する。

(4) 機密情報の不正利用防止

顧客・第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

8. サプライチェーン

(1) サプライチェーンに対する基本姿勢

取引先は、製品・サービスを生み出す事業プロセスにおいて、社会的責任を果たすことが求められる。自社のみならずサプライチェーンを通じて CSR 調達を実践すべく、CSR 調達方針の制定と社内外への周知・浸透が望まれる。

従い、自社のサプライヤーや納入元に対して SAQ の各項目に記載する事項についての周知、順守の浸透を実践する必要がある。

サプライチェーンに関する主な関連法規：

EU RoHS 指令、REACH 規制、英國現代奴隸法、カリフォルニア州サプライチェーン透明法

(2) 紛争や犯罪への関与の無い原材料の使用（紛争鉱物への取組み）

コンゴ民主共和国およびその周辺国等の現地武装勢力による非人道的行為に関わる紛争鉱物である金 (Au) 、タンタル (Ta) 、タンゲステン (W) 、錫 (Sn) を購入・使用の防止および、サプライヤーへの調査・確認を行う。

主な関連法規：ドッド・フランク法

9. 地域社会との共生

(1) 地域社会への負の影響を減らす取組み

生産プロセスや製品・サービス操業による地域社会や住民への健康・安全衛生等の被害をなくす取組みをおこなう。

(2) 持続可能な発展に向けた地域社会との取組み

地域社会との取組み事例：

雇用創出や技能開発、地元の製品・サービスの購入の優先やサプライヤーの育成等。